



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 25 日 (金)
第 7 9 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (2 件) (314・315) (指導管理課) 2 種畜証明書の書換交付 (316) (畜産課) 2 土地改良法による換地計画の決定 (317) (耕地課) 3 保安林の指定の解除 (318) (森林保全課) 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (319) (東部総合事務所県民局) 3 土地改良事業の同意 (320) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 教委告示	鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (8) (文化財課) 4 鳥取県指定天然記念物の指定の解除 (9) (〃) 4
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 5 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 6 平成 20 年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (事務・技術)、資格免許職 (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 8 平成 20 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (1 回目)) の実施 (〃) 11
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (総務課) 13

告 示

鳥取県告示第 314 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成 14 年（ワ）第 182 号）の債権に係る収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦

3 委任期間

平成 20 年 4 月 21 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 315 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

交流推進課が刊行する鳥取県中南米移住史の販売代金等の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局交流推進課

副主幹 村中 和彦

3 委任期間

平成 20 年 4 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 316 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平 19 鳥取県 1 第 15 号	種畜の名前の変更	伯鶴	博秋 1765

鳥取県告示第 317 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日野川左岸地区（洲河崎工区）の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成 20 年 4 月 25 日から同年 5 月 15 日まで
- 3 縦覧に供する場所
江府町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 318 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字古長字堂前 557 の 4、557 の 5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第 319 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 8 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 4 月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 地域スポーツ推進協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
飯塚 淳
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島 659
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年及び障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進並びに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。

鳥取県告示第 320 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業大鴨地区農道整備）について、平成 20 年 4 月 18 日に同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 8 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
賀露神社春季祭礼行事	鳥取市賀露町	賀露神社

鳥取県教育委員会告示第 9 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同条例第 5 条第 2 項において準用する同条例第 4 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

天然記念物の部

種別	名 称	員数	所 有 者	所 在 地
植物	渡町西東のゴヨウマツ	1 株	渡部立身	境港市渡町 862

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第 40 条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成20年 7 月 6 日（日）	午前 9 時30分から午後 5 時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第13会議室ほか
平成20年 7 月27日（日）	午前 9 時30分から午後 5 時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成20年 8 月31日（日）	午前 9 時30分から午後 5 時まで	倉吉会場 倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム集会室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6 時間 30 分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項の規定による同項第 1 号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80 円切手 1 枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成 20 年 5 月 12 日（月）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成 20 年 6 月 27 日(金)
- (2) 鳥取会場 平成 20 年 7 月 18 日(金)
- (3) 倉吉会場 平成 20 年 8 月 22 日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第 49 条各号に掲げる者 2,800 円
 - イ その他の者 4,300 円
- (2) 第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第 49 条各号に掲げる者 4,000 円
 - イ その他の者 5,300 円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話 0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成20年8月5日(火) 及び同月6日(水)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成20年8月7日(木)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成20年 8 月 1 日(金)	午前 9 時から 午後 1 時まで	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡湯梨浜町、三朝町、北栄町若しくは琴浦町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成20年 8 月 19 日(火)	午前 9 時から 午後 1 時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟 大会議室	日野郡に住所を有する者
平成20年 8 月 26 日(火) 及び同月 27 日(水)	午前 9 時から 午後 1 時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成20年6月30日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 東部総合事務所管内 平成20年7月25日(金)
- (2) 中部総合事務所管内 平成20年7月18日(金)
- (3) 西部総合事務所管内 平成20年8月15日(金)

ただし、日野総合事務所での開催に係るものにあつては、平成20年8月8日(金)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話 0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市栲町一丁目160	0859-31-9320

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 20 年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（事務・技術）、資格免許職（1 回目））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	10 名程度
	環境コース	1 名程度
総合化学		1 名程度
農業		1 名程度
林業		1 名程度
土木		5 名程度
機械		1 名程度
社会 福祉	福祉コース	2 名程度
	心理コース	1 名程度
獣医師		1 名程度
薬剤師		1 名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 176,800 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

（1） 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和 33 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 薬剤師 昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

（ア） 昭和 48 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた者

（イ） 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成 21 年 3 月 31 日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員

- 会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの
 (ウ) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
総合化学	食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 9 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働省の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成 21 年 3 月 31 日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
社会福祉 （福祉コース） （心理コース）	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成 21 年 3 月 31 日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 2 条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成 21 年 4 月 30 日までに受ける見込みの者であること。

- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 21 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式又は記述式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成 20 年 6 月 29 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町 86

国土舘大学世田谷校舎 6 号館 東京都世田谷区世田谷四丁目 28-1

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成 20 年 7 月 28 日（月）から同年 8 月 5 日（火）まで

(3) 試験場所

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の

基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、試験の結果によっては採用候補者がいない場合がある。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 20 年 7 月 4 日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 20 年 8 月 12 日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 21 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 20 年 5 月 16 日（金）から同年 6 月 2 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 6 月 2 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 20 年 5 月 16 日（金）午前 0 時から同年 6 月 2 日（月）午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

1 試験の名称

平成 20 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1 回目））

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分		採用予定者数
警察官（男性）		21 名程度
警察官（女性）		2 名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1 名程度
	剣道	1 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 208,800 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格がある者は、次の要件の両方を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成 21 年 3 月 31 日までに卒業する見込みのもの
- (2) 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 柔道については、財団法人講道館が交付する柔道の段位 3 段以上を有する者
 - イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する剣道の段位 3 段以上を有する者

6 第 1 次試験

- (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成 20 年 7 月 13 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部（旧）保健学科校舎 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）
 なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。	おおむね 153 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。	おおむね 43 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上、又は矯正視力が 1.0 以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成 20 年 8 月 25 日（月）から同月 27 日（水）まで

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の得点にかかわらず、第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 20 年 7 月 25 日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 20 年 9 月 10 日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。
なお、採用は、原則として平成 21 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shisei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 20 年 5 月 16 日（金）から同年 6 月 18 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 20 年 6 月 18 日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 20 年 5 月 16 日（金）午前 0 時から同年 6 月 18 日（水）午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎耐震補強整備業務 一式

(2) 調達案件の内容

本件業務は、鳥取県庁本庁舎、講堂、議会棟及び議会棟別館の耐震安全性向上のための次に掲げる設計等業務及び工事を内容とし、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による業務である。

ア 設計及び工事監理業務

イ 耐震安全性向上のための工事

(3) 調達案件の仕様

鳥取県庁舎耐震補強整備業務実施要項（以下「実施要項」という。）及び鳥取県庁舎耐震補強整備業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）による。

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目 220 ほか

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 24 年 1 月 31 日まで

(6) 予定価格

2,477,370,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 業務の実施形態

ア 本件業務は、入札時に設計の考え方及び施工方法等の提案を受け付け、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

イ 本件業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた業務である。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 入札参加希望者の組み合わせ

ア 本件業務の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、1の(2)のア及びイに掲げる業務及び工事（以下「業務等」という。）を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）を結成し、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めること。

イ 入札参加希望者は、応募手続に当たり、構成員のそれぞれが、1の(2)のア及びイのいずれの業務等に携わるかを明らかにすること。なお、構成員のうち 1 者が複数の業務等を兼ねて実施すること及び構成員の間で業務等を分担することは差し支えない。

ウ 構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし（技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間を除く。）、県がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。

エ 構成員のいずれかが、この入札において他の応募グループの構成員となることは認めない。

(2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（平成 20 年 4 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）

に基づく資格停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 実施要項に示す選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業でないこと。

(3) 設計企業に関する資格及び条件

1 の(2)のアに掲げる業務を実施する入札参加希望者（以下「設計企業」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ア 次の(ア)に掲げる要件を満たす単独企業又は(イ)に掲げる要件を満たす設計業務共同企業体（以下「設計共同体」という。）であり、当該単独企業又は設計共同体を代表する企業（以下「設計代表構成員」という。）は、(ウ)に掲げる実績を有していること。なお、1 の(2)のイに掲げる工事を実施する入札参加希望者（以下「建設企業」という。）が、(4)に掲げる要件を満たし、かつ、(ア)及び(ウ)に掲げる要件を満たす場合は、設計企業を兼ねることができる。

(ア) 単独企業

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 設計共同体

- a (ア)に掲げる要件を満たす者により構成される設計共同体であること。
- b 設計共同体結成に係る協定を締結していること。
- c 設計共同体の構成員（以下「設計構成員」という。）の数は、2 者であること。
- d 設計代表構成員は、設計構成員のうち最大の設計能力を有する者であること。
- e 設計代表構成員の出資比率は、設計共同体のうち 60 パーセントを超えていること。
- f 設計代表構成員以外の設計構成員の出資比率は、設計共同体のうち 10 パーセント以上であること。
- g 設計構成員が、この競争入札において他の設計共同体の設計構成員を兼任していないこと。

(ウ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震構法による耐震改修工事（以下「免震化改修工事」という。）及び延べ面積 3,000 平方メートル以上の既存建物に係る強度・靱性増加型若しくは応答制御型による耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）の実施設計業務を元請として受注し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（設計共同体の設計構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。

イ 次の(ア)から(カ)までに掲げる各担当技術者を配置できる者であること。なお、(4)に掲げる要件を満たす建設企業が設計企業を兼ねて実施する場合、設計企業の管理技術者及び各主任担当技術者は、建設企業の監理技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格を有する者をいう。以下同じ。）及び各主任技術者を兼任することができない。

(ア) 管理技術者

(イ) 建築主任担当技術者

(ウ) 構造主任担当技術者

(エ) 積算主任担当技術者

(オ) 電気主任担当技術者

(カ) 機械主任担当技術者

ウ 管理技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。ただし、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者が(ウ)の実績を有する場合は、管理技術者は、(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば可とする。

(ア) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）で、同法第 4 条第 1 項の規定による免許（以下「一級建築士免許」という。）を取得後、10 年以上の実務を経験しているもの

であること。

(イ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること。

(ウ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 3,000 平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること。

エ 建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(ア) 一級建築士免許を取得後、5 年以上の実務を経験していること。

(イ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積 3,000 平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること。

オ 電気主任担当技術者及び機械主任担当技術者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(ア) 一級建築士免許又は建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（以下「建築設備士資格」という。）を取得後、5 年以上の実務を経験していること。

(イ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積 2,000 平方メートル以上の免震構造の建物に係る新築工事の実施設計業務に携わり、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること。

カ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の 3 月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にあること。

キ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争入札参加資格の確認に係る資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についてもウからカまでの要件を満たしていなければならない。

ク 管理技術者が各主任担当技術者を兼任していないこと。また、各主任担当技術者が他の主任担当技術者を兼任していないこと。

ケ 管理技術者及び建築主任担当技術者が平成 20 年 10 月 1 日の時点で携わっている設計業務（耐震診断業務、工事監理業務及び設計意図の伝達業務を除き、携わることが決定している業務で未契約のものを含む。）は、本件を含め、原則として 3 件以下であること。

コ 設計業務のうち、建築及び構造分野の分担業務を再委託しないこと。

サ 設計企業又は業務の一部を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント（以下「協力事務所」という。）は、他の応募グループの設計企業の協力事務所となっていないこと。

シ 再委託する場合、協力事務所にあつては、2 の(2)の競争入札参加資格を有すること。

ス 設計共同体にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(ア) 設計共同体を構成する設計企業のそれぞれが優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に分担業務を細分化しないこと。

(イ) 管理技術者は、設計代表構成員に所属していること。

(4) 建設企業に関する資格及び条件

建設企業は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

ア 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成 19 年鳥取県告示第 786 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）のうち発注工事種別の建築一般に係るものを有すること。

イ 次に掲げる要件を満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「建設共同体」という。）であること。

- (ア) 建設共同体結成に係る協定を締結していること。
- (イ) 建設共同体の構成員（以下「建設構成員」という。）の数は 2 者であること。ただし、建設構成員のうち 1 者は、本店を鳥取県内に有している者であること。
- (ウ) 建設共同体を代表する企業（以下「建設代表構成員」という。）は、建設構成員のうち最大の施工能力を有する者であること。
- (エ) 建設代表構成員の出資比率は、建設共同体のうち 60 パーセントを超えていること。
- (オ) 建設代表構成員以外の建設構成員の出資比率は、建設共同体のうち 10 パーセント以上であること。
- (カ) 建設構成員が、この競争入札において他の建設共同体の建設構成員を兼ねていないこと。
- ウ 建設共同体の建設代表構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- (ア) 県の建設工事入札参加資格における一般建築工事に係る総合評点（P 点）が 1,300 点以上であること。
- (イ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事を元請として施工し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。
- (ウ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 3,000 平方メートル以上の既存建物に係る耐震改修工事を元請として施工し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。
- エ 建設共同体の建設代表構成員以外の建設構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- (ア) 県の建設工事入札参加資格における一般建築工事に係る総合点数が 1,280 点以上であること。
- (イ) 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 1,000 平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請けとして施工し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（建築一式工事における実績を含み、建設共同体の建設構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。
- オ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる各工事に携わる建設企業は、自らが携わる各工事において(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって競争入札参加資格の確認に係る資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても(ア)、(イ)、(ウ)及び(オ)までに掲げる要件を満たしていなければならない。
- (ア) 建築工事
- a 監理技術者及び建築担当主任技術者を配置することとし、それぞれが、1 級建築施工管理技士資格又は一級建築士免許を取得後、5 年以上の実務を経験していること。
- b 監理技術者にあつては、平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事を元請けとして施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（建設共同体の建設構成員の技術者としての経験は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）。
- c 建築主任担当技術者にあつては、平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 1,000 平方メートル以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の新築工事を元請けとして施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有すること（建設共同体の建設構成員の技術者としての経験は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）。
- d 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (イ) 電気設備工事
- a 1 級電気工事施工管理技士の資格を取得後、5 年以上の実務を経験していること。

b 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積 2,000 平方メートル以上の免震構造の建物の新築工事に伴う電気設備工事を施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有する者であること。

(ウ) 機械設備工事

a 1 級管工事施工管理技士の資格を取得後、5 年以上の実務を経験していること。

b 平成 8 年 1 月 1 日以降に発注された延べ面積 500 平方メートル以上の既存建物に係る免震化改修工事又は延べ面積 2,000 平方メートル以上の免震構造の建物の新築工事に伴う機械設備工事を施工した者の技術者として施工管理した経験を有し、その工事が平成 20 年 3 月 31 日までに完了した実績を有する者であること。

(エ) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号鳥取県県土整備部長通知）に定めるところにより、配置予定の監理技術者及び主任技術者に加え、1 級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を専任で配置することを求める。

(オ) 配置予定の監理技術者にあつては、建設代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とし、その他の建築工事に係る配置予定の主任技術者又は追加技術者にあつては、建設構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。なお、県は、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされなければ入札に参加させないことがある。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総務課営繕室（鳥取県庁本庁舎 3 階）

電話 0857-26-7394

(2) 実施要項等の交付方法

実施要項、業務要求水準書、鳥取県庁舎耐震補強整備業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）及び鳥取県庁舎耐震補強整備業務参加表明書等作成要領（以下これらを総称して「実施要項等」という。）は、平成 20 年 4 月 25 日（金）から同年 5 月 23 日（金）までの間に鳥取県の公式ホームページ（以下「とりネット」という。）(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82083>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、平成 20 年 4 月 25 日（金）から同年 5 月 23 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 7 月 25 日（金）午前 10 時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

営繕入札室（鳥取県庁第 2 庁舎 4 階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札に係る一切の手続は、代表企業が行わなければならない。

(2) 入札参加希望者は、実施要項に示す入札参加表明書等を 4 の (1) の場所に平成 20 年 4 月 25 日（金）か

ら同年 5 月 23 日（金）までの日（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間に持参により提出しなければならない。

(3) 入札参加希望者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 6 条第 3 項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額（入札規則第 30 条の規定に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約を締結する場合にあつては、100 分の 30 以上の額）を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方式

入札参加者が提出した技術提案書を内容とする入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により落札者を決定する。

(2) 落札者の決定手順

次の手順により本事業の落札者を決定する。なお、詳細は、事業者選定基準による。

ア 技術提案書の評価及び審査

総合評価落札方式における事業者を選定するための審査は、入札参加希望者の資格、要件等の有無を判断する「第一次審査」と、入札参加者の技術提案書の内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。ただし、第一次審査は、第二次審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は、第二次審査に影響しない。

第二次審査は、入札参加者が提出した技術提案書の提案内容を評価及び審査するものであり、別記「第二次審査評価項目」に基づき次のとおり行う。なお、県は、技術提案書の評価及び審査を鳥取県庁舎耐震

補強整備事業事業者選定委員会設置要綱に基づき設置される選定委員会にゆだね、当該評価の結果を受けて落札者を決定する。

- (ア) 技術提案書が要求水準を満たしているかについて審査を行い、満たしている場合は適格とし、基礎点 (1,000 点) を得点として付与する。1 項目でも要求水準を満たしていない場合は、当該技術提案書は、第二次審査の対象としない。
- (イ) 技術提案書のうち、その提案が優れていると認められるものについては、別記「第二次審査評価項目」に定める評価項目ごとの得点配分に基づき、その程度に応じて評価点を得点として付与する。
- (ウ) 県が平成 18 年度に公募した「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」において、その提案内容が優秀案として選定された者が代表企業である応募グループについては、50 点を付与する。
- (エ) (ア) から (ウ) までの得点の合計をもって、当該入札参加者の得点とする。

イ 総合評価

入札価格及び技術提案書の提案内容による総合評価は、次の(ア)及び(イ)の基準を満たす入札参加者を対象に、各入札参加者の(エ)の得点をそれぞれの入札参加者の入札価格(単位:百万円)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行き、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める要求水準をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 技術提案内容が業務要求水準書の内容を満たしていること。

(3) 落札者の決定の保留

落札者の決定に当たっては、開札の後に落札予定者となった者について選定委員会の意見を聴くこととする。

8 適用される制度

本事業は、「鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領」、「鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領」及び「低価格落札工事に係る履行保証制度等」を適用する。

9 支払条件

債務負担により、各年度における支払限度額は、次のとおりとする。

年度区分	支払限度額
平成 20 年度	92,820,000 円
平成 21 年度	752,408,000 円
平成 22 年度	1,431,170,000 円
平成 23 年度	200,972,000 円

なお、指名選定に用いる各年度の受注額は、上記年度ごとの支払限度額に請負比率を乗じて得た額(契約書の年割額)を計上することとする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は実施要項等に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他

詳細は、実施要項等による。

別記 第二次審査評価項目

1 第二次審査 業務要求水準（必須項目）[1,000 点]

区分	大項目	中項目	必須項目
設計	既存建物の評価	本庁舎	・既存建物の耐震性に関する評価・考察を示していること。
		講堂	
		議会棟	
		議会棟別館	
	耐震改修工法	本庁舎	・基礎免震工法を採用していること。 ・執務、施設利用を継続した状態での補強を計画していること。 ・講堂棟との構造分離に伴う補強方針を示していること。
		講堂	・強度靱性増加型補強工法を採用していること。 ・執務、施設利用を継続した状態での補強を計画していること。
		議会棟	
		議会棟別館	
	改修後の耐震性能	本庁舎	・要求水準を満たしていること。 ・液状化に対する検証及び対策を示していること。
		講堂	・要求水準を満たしていること。 ・配置（施工）困難な範囲に補強部材を配置していないこと。
		議会棟	
		議会棟別館	
	関連改修工事	本庁舎	・地階電気室の改修方針を示していること。 ・設備配管類の工事中の仮設及び免震化対応を提案していること。
全体		・工事の支障となる付属建築物、工作物等について漏れなく仮設計画及び再整備を示していること。	
指定工事	外壁改修	・工事内容を把握し、改修方針を示していること。	
	建具改修		
業務期限		・実施設計の完了を平成 21 年 10 月末以前としていること。	
性能評価等		・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に係る認定手続、指定性能評価機関による評定等必要な手続を把握していること。	
施工	仮設計画	・工事中の施設利用、敷地周辺の安全対策に配慮した仮設計画を示していること。	
	安全対策		
	環境配慮	・環境に配慮した施工方針を示していること。	
	地域貢献	・地域性を考慮した施工方針を示していること。	
	執務環境の保全	・工事中の執務環境の保全に配慮した施工方針を示していること。	
	施設利用者の利便性	・工程ごとの施設利用者の動線など利便性に配慮した施工方針を示していること。	
	免震化施工手順	・免震構造化への施工手順を示していること。 ・工事における既存建物の耐震性能の維持（地震対策、風対策等）を示していること。	
	業務期限		・工事の完了を平成 24 年 1 月 31 日以前としていること。

2 第二次審査 業務要求水準（加点点目）[1,000 点]

(1) 事務局評価 [300 点]（提案者の設計・施工・工事監理能力及び取組姿勢に対する定量的評価）

大項目	中項目	配点	評価のポイント
実施体制 [60 点]	設計業務の体制・実力	30	・有資格者数（設計部門のみ）、繁忙度 ・動員計画（設計業務人・日数） ・県内企業の参画
	施工の体制・実力	20	・有資格者数（施工部門のみ） ・繁忙度 ・県内営業所等の有無、県内企業の参画
	工事監理の実力（設計意図伝達・品質管理）	10	・有資格者数（工事監理部門のみ）
配置技術者 （設計） [60 点]	技術者としての経験年数	30	・管理技術者 ・建築主任担当技術者 ・構造主任担当技術者 ・積算主任担当技術者 ・電気主任担当技術者 ・機械主任担当技術者
	同種又は類似業務に携わった経験件数	30	
配置技術者 （施工） [40 点]	技術者としての経験年数	20	・監理技術者及び建築担当主任技術者 （建築工事担当、電気設備工事担当、機械設備工事担当）
	同種又は類似業務に携わった経験件数	20	
配置技術者 （工事監理） [20 点]	技術者としての経験年数	10	・統括責任者 ・現場担当技術者（建築） ・現場担当技術者（構造） ・現場担当技術者（電気） ・現場担当技術者（機械）
	同種又は類似業務に携わった経験件数	10	
会社実績及び施工能力 [120 点]	設計実績	50	・免震工事（新築工事）の実施設計の実績 ・免震レトロフィット工事（既存建築物の免震構造化工事）の実施設計の実績 ・同規模建物の耐震改修の実施設計の実績
	施工実績	50	・免震工事（新築工事）の施工実績 ・免震レトロフィット工事の施工実績 ・同規模建物の耐震改修の施工実績
	工事監理実績	20	・免震工事（新築工事）の実施設計又は工事監理の実績 ・免震レトロフィット工事の実施設計又は工事監理の実績 ・同規模建物の耐震改修の実施設計又は工事監理の実績

注) 表中の「営業所等」とは、本店、支店及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 1 条に規定する営業所をいう。

(2) 委員会評価 [700 点] (提案者の設計・施工方針に対する定性的評価)

大項目	中項目	配点	評価のポイント
-----	-----	----	---------

「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」における評価の有無		50	・代表企業が「鳥取県庁本庁舎等耐震補強整備工法提案競技」優秀案に選定された者であること。	
技術提案に対する評価 (設計方針) [400 点]	本庁舎 [255 点]	構造計画（免震）の適性	160	・現状の耐震性に対する分析、考察の適性 ・総合的な免震構造化計画の適性 ・設計入力地震動、地震応答解析の適性 ・免震装置、減衰装置、復元装置の計画の適性 ・免震層の応答相対水平変位に対する計画の適性 ・上部構造、免震装置、基礎構造、クリアランスの終局状態の把握と計画の適性 ・免震層マットスラブ、ドライエリアの計画の適性 ・講堂との構造分離に関する補強計画の適性 ・マットスラブ等の増加荷重に関する計画の適性 ・既存杭（H形鋼）の耐力に関する考察及び改修方針の適性 ・液状化に関する検証、対策に関する考察及び改修方針の適性
		デザイン性	10	・講堂との構造分離に伴う内外のデザイン上の配慮 ・1 階各出入口周辺、建物周囲のエキスパンションジョイント部分等のデザイン上の配慮
		利便性	30	・執務室、会議室等の影響度、利便性 ・各玄関出入り口、各棟との連絡等の施設利用への影響度 ・免震化に伴うエキスパンションジョイント部分等の段差解消、転落防止等の安全対策への配慮
		電気設備	30	・免震化に伴う電気設備の改修方針の適性 ・構造分離に伴う地階電気室の改修方針の適性
		機械設備	25	・免震化に伴う給排水衛生設備配管、配線及び空調設備送風管類の改修方針の適性 ・屋外既存配管、浄化槽等の障害物対策
	講堂 [35 点]	構造計画の適性	25	・現状の耐震性に対する分析、考察の適性 ・総合的な免震構造化計画の適性 ・抵抗要素（補強部材）の配置計画、性能の適性 ・講堂入口付近の構造分離に伴う改修方針の適性
		デザイン性	5	・改修後の外観のデザイン性
		利便性	5	・工事中、改修後の施設利便性、執務環境
	議会棟 [35 点]	構造計画の適性	25	・現状の耐震性に対する分析、考察の適性 ・総合的な免震構造化計画の適性 ・抵抗要素（補強部材）の配置計画、性能の適性 ・抵抗要素の型式等耐震改修方針の適性
		デザイン性	5	・改修後の外観のデザイン性
		利便性	5	・工事中、改修後の施設利便性、執務環境

議会棟別館 [35 点]	構造計画の適性	25	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の耐震性に対する分析、考察の適性 ・総合的な免震構造化計画の適性 ・抵抗要素（補強部材）の配置計画、性能の適性 ・抵抗要素の型式等耐震改修方針の適性 	
	デザイン性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の外観のデザイン性 	
	利便性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中、改修後の施設利便性、執務環境 	
	共通事項 [40 点]	認定手続等	10	<ul style="list-style-type: none"> ・指定性能評価機関への申請手続、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく申請手続に関する方針
		外構計画	10	<ul style="list-style-type: none"> ・工事で支障となる付属建築物（キャノピー、自転車置き場等）の仮設、及び復旧計画の適性
		指定工事	10	<ul style="list-style-type: none"> ・外部建具改修に関する工法等提案の適性 ・外壁改修に関する工法など提案の適性
		提案工事	10	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修に併せて実施することが望ましいとして独自に提案された工事の実現性及び適性
技術提案に対する評価 （施工方針） [250 点]	仮設計画・安全対策	40	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い、揚重機の設置、現場事務所の配置、工事車両の駐車等の計画の適性 ・公衆災害防止の方針（工事車両と歩行者、通行車両との分離、安全対策等） ・工事で支障となる中庭など外構に関する仮設及び復旧方針の適性 	
	特殊仮設	20	<ul style="list-style-type: none"> ・山留め、作業構台等特殊仮設に対する安全性に対する検討、方針の適性 ・工事で支障となる地中障害物等工作物に関する認識と方針の適性 	
	環境への配慮	10	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の発生抑制、分別、再資源化適正処理に関する方針の適性 ・現場発生土の発生抑制、有効利用、適正処理に関する方針の適性 	
	地域への貢献度	20	<ul style="list-style-type: none"> ・下請業者等について県内企業が参加していること。 ・県産材、県産品の活用等地域性を考慮した計画 	
	執務環境の保全 （棟別評価）	40	<ul style="list-style-type: none"> ・執務環境に対する仮設等の配慮 ・廊下、階段など職員の動線確保の方針の適性 ・工事中の振動・騒音・粉塵対策等の適性 	
	施設利用者の利便性の確保 （棟別評価）	40	<ul style="list-style-type: none"> ・工程毎、各建物について利用者（県民・出入り業者等）の利便性 （職員、来庁者の出入り、来庁者への案内、各サービスヤード、車寄せ、循環バスの停留所等） 	
	免震化の施工手順（本庁舎のみ）	20	<ul style="list-style-type: none"> ・免震装置設置の施工手順、施工計画の適性 ・工事中の風、地震対策に対する施工方針の適性 	
	工期	15	<ul style="list-style-type: none"> ・想定工期、工程計画の適性、工期短縮の方針 	
	電気設備工事の施工	25	<ul style="list-style-type: none"> ・免震化に伴う配管、配線類の仮設、改設等の施工方針の適性 ・地階電気室の改修工事の施工方針の適性 	

機械設備工事の施工	15	・ 免震化に伴う屋内外配管、ダクト類の仮設、改設等の施工方針の適性
免震装置の維持管理	5	・ 免震装置等の維持管理の方針に関する提案の適性